

特定最低賃金の改正決定等に係る関係労働者及び関係使用者の 意見聴取に関する公示

千葉労働局一般公示第49号

千葉地方最低賃金審議会は、下記最低賃金の改正決定等について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、関係者（関係者の団体を含む）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年9月11日までに千葉地方最低賃金審議会（千葉市中央区中央4-11-1千葉第2地方合同庁舎内千葉労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

なお、調査審議を行う産業の範囲及び地域は別紙のとおりである。

令和8年8月21日

千葉労働局長 小山 英夫

記

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金

千葉県鉄鋼業最低賃金

最低賃金の件名	調査審議を行う産業の範囲	調査審議を行う地域
千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業	千葉県の全域
千葉県鉄鋼業最低賃金	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業	千葉県の全域